

[illegible]

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 7 年 1 月 3 1 日)

○開催日時 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 農地等に係る贈与税の納税猶予に関する証明について |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 号 | 賃借料情報の提供について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 号 | 別海町農地台帳管理点検等実施規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 号 | 別海町農地台帳閲覧規程の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 号 | 別海町農業委員会事務局職員事務引継規程の制定について |

○出席委員（24名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木			實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
14番	市	川	義	晴	15番	藤	田	浩	義
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光

○欠席委員（3名）

13番	畠	山	友	子	16番	石	田	昌	樹
21番	伊	藤	一	吉					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	加	藤	智	也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

6番	石	毛	剛	12番	猿	谷	忠	義
----	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 6 番 石 毛 剛

議席 1 2 番 猿 谷 忠 義

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 9 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 20 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、13 番畠山委員、16 番石田委員、21 番伊藤委員の 3 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。6 番石毛委員、12 番猿谷委員、以上 2 名を指名しますのでよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 10 件ございます。1 号は、農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、さらには将来性等を踏まえ、北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の合意が得られず不成立となったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議いただく予定です。2 号から 10 号につきましては、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について、一時貸し付けを行う内容であります。旧所有者につき

ましては、2号が[]さん、3号から5号が[]さん、6号から10号が[]さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]
[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]
[]、[]。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、不成立。

第2号、あっせん候補者、[]、[]
[]、[]、[]。あっせん対象地、[]
[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から第5号までのあっせん委員、次号から第10号までの農地の所有者は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第3号、あっせん候補者、[]、[]
[]、[]、[]。あっせん対象地、[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第4号、あっせん候補者、[]、[]。あっせん対象地、[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第5号、あっせん候補者、[]、[]
[]、[]、[]。あっせん対象地、[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第6号、あっせん候補者、[]、[]
[]、[]、[]。あっせん対象地、[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から第10号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第7号、あっせん候補者、[]、[]。あっせん対象地、[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第8号、あっせん候補者、[]、[]
[]、[]。あっせん対象地、[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第9号、あっせん候補者、[REDACTED]、[REDACTED]。あっせん対象地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[REDACTED]円。

第10号、あっせん候補者、[REDACTED]、[REDACTED]。あっせん対象地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[REDACTED]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号につきましては不成立案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

2号から10号までの成立案件につきましては、あっせんに当たられた委員の説明を求めます。2号につきましては9番木幡委員、3号から5号につきましては10番佐々木委員、6号から10号につきましては24番岡崎委員にお願いします。

それでは、2号につきまして9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

それでは説明いたします。これは[REDACTED]さんの農地の案件なのですが、[REDACTED]さんが[REDACTED]の立ち上げ当時のメンバーでして、この度、[REDACTED]で[REDACTED]さんの農地を買うことになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号から5号につきまして10番佐々木委員お願いいたします。

○10番 佐々木委員

はい、3号から5号までは元々[REDACTED]さんの土地で、現在は北海道農業公社の名義となっております。今回、[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]が一時貸付を受けるものですのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号から10号につきまして24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。旧所有者である[REDACTED]さんの農地を[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]が北海道農業公社からの一時貸付を受ける案件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年4月30日開催の第11回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海町農業振興整備計画の変更日であります1月9日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 3 報告第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 3 報告第 3 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第 3 号、農地法第 5 条許可書の交付について。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第 3 条の規定により報告する。

本件につきましては、令和 6 年 1 月 25 日開催の第 18 回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります 12 月 20 日としております。

以上で報告第 3 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第 3 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第 3 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 3 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 3 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 4 報告第 4 号

○議長（信夫会長）

日程第 4 報告第 4 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は19件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、■号につきましては■番■委員、■号につきましては■番■委員、■号につきましては■番■委員に関する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は1件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、■、■。借人、■

■■■■■、■■■■■。解約する土地、■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■
■■■■■㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和4年8月1日か
ら令和7年7月31日まで。合意解約成立の日、令和7年1月14日。土地
の引渡しの時期、令和7年1月14日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解
約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質
問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり北海
道知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係
る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明を
お願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請につ
いて。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づき
あっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中
間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同条第2
項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請
する。

本案は1件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有
者からあっせんの申出があったものであります。1 あっせんの申出者及び農
用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第
1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和
7年1月17日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を
開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農用地所有者と農地

中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。３当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第２号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第２号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第２号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第２号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第７ 議案第３号

○議長（信夫会長）

日程第７ 議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

なお、第１号の案件につきましては申請書の受理、議案の作成・送付後に貸人である[]さんが亡くなられたことにより、本案件が無効となったことから第１号の説明は行わず、第２号からの説明とさせていただきます。

それでは朗読させていただきます。

第２号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]、[]。譲受人、[]、別海町森林組合 代表理事 池田實。

許可を受けようとする土地の表示、[] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は [] 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

なお、森林組合につきましては農地所有適格法人ではありませんが、森林組合の農地の取得につきましては農地法施行令第2条第2項第2号におきまして、「森林組合が森林の経営に必要な樹苗の採取若しくは育成のために取得する場合」には、例外として取得することができるとされています。その場合は、植樹用の苗を育てる農地という位置づけとなるので、転用等にならないこととなります。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]、[]。借人、[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から5年間。賃貸価格は年間 [] 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]、[]。借人、[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である三男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。

なお、2号につきましては、[] 番 [] 委員に関する案件ですので、[] 番 [] 委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[] 番 [] 委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、議案第3号の2号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

議案第3号の2号につきまして8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。[] さんですが父親の経営する [] で人工授精師として働く傍ら、[] 地区で [] 15年ほど前から和牛の繁殖などを [] 跡地でやっておりました。5年前に近くで離農した方の土地を3条で購入しコントラを使って収穫をしておりましたが、

肥料の高騰、コントラ料金等の値上げにより経費がかさむようになり、ここ2年ほど利用していませんでした。今回、別海町森林組合に売買となりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の2号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号の2号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第3号の2号につきまして原案どおり決定します。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは議案第3号の議事参与制限以外の案件につきまして、調査に当たられた委員に説明を求めたいと思います。3号につきましては18番小島委員、4号につきましては5番石森委員にお願いします。

それでは3号につきまして、18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。昨年に さんから土地のことで相談があるということで行ってまいりました。 との賃貸が2人の中で話し合いされていきました。残り50町あまりの土地を近隣でも借りる人がいなく、 が5年間賃貸したいということでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきまして5番石森委員お願いします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。本件は さんの後継者である さんへ経営移譲することに伴う使用貸借の案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の議事参与制限以外の案件につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の議事参与制限以外の案件を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は利用権の設定が23件となっております。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

利用権の設定の第1号から第9号については報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読させていただきたいと思います。

第1号、設定する利用権、始期、令和7年2月3日。終期、令和11年11月25日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第9号までの終期、借賃の支払いの方法、次号から第13号までの始期、次号から第23号までの当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第3号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第4号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第5号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第6号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第7号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第8号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第9号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第10号、利用権の設定を受ける者、[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]
m²。利用権の設定をする者、[]、[]
[]。設定する利用権、終期、令和8年3月3
1日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年11月3
0日までに指定口座に振込むものとする。調整委員、山田委員、加藤委員、
小島委員。

次号から第13号までの借賃の支払いの方法については同文ですので朗読
を省略させていただきます。

第11号、利用権の設定を受ける者、[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]
[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]
[]、[]。設定する利用権、終期、令和12年2月2
日。借賃、年間[]円。調整委員、藤田委員、加藤委員。

第12号、利用権の設定を受ける者、[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]
[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。
設定する利用権、終期、同上。借賃、年間[]円。調整委員、
同上。

第13号、利用権の設定を受ける者、[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]m²。
利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、終期、同上。借賃、年間[]
[]円。調整委員、同上。

第14号、利用権の設定を受ける者、[]、[]
[]。利用権を設定する土地、
[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、
[]、[]。設定する利用権、始期、令和7
年4月30日。終期、令和12年4月29日。借賃、年間[]円。借賃の
支払いの方法、毎年10月30日までに指定口座に振込むものとする。調整
委員、大内委員、及川委員。

次号から第19号までの調整委員については同文ですので朗読を省略させ
ていただきます。

第15号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、[]
[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]
[]、[]。設定する利用権、始期、同上。終期、同
上。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年11月30
日までに指定口座に振込むものとする。

次号から第23号までの借賃の支払いの方法については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第16号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
。設定する利用権、始期、令和7年
3月30日。終期、令和12年3月29日。借賃、年間円。

第17号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
。設定する利用権、始期、令和7年4月3
0日。終期、令和12年4月29日。借賃、年間円。

第18号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間円。

第19号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間円。

第20号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
。設定する利用権、始期、令和7年2月3日。終期、令和12年2月2日。借賃、年間
円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

次号から第23号までの調整委員については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第21号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
。設定する利用権、始期、令和7年4
月30日。終期、令和12年4月29日。借賃、年間円。

第22号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間円。

第23号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
。設定する利用権、始期、令和7年6月1日。終期、令和12年5月31日。借賃、年間
円。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第４号の事務局説明が終わりました。

利用権の設定の１号から９号につきましては報告第１号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の１０号につきましては、■番■委員に関する案件ですので、■番■委員を農業委員会等に関する法律第３１条及び別海町農業委員会会議規則第１４条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（■番 ■委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、議案第４号の利用権の設定の１０号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

利用権の設定の１０号につきまして８番山田委員お願いいたします。

○８番 山田委員

はい、説明いたします。■さんですが、■

■来年３月で離農することになりました。採草地約４３ヘクタールを近隣の■さんに１年間賃貸、放牧地の約１０ヘクタールは自分で利用し、在庫の牧草ロールが無くなり次第、北海道農業公社の事業を使って全地売却予定です。買い手の■さんは■大変頑張って営農していますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の１０号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の１０号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第４号の利用権の設定の１０号につきまして原案どおり決定します。

ここで、■番■委員に対する議事参与制限を解除します。

（■番 ■委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第４号の議事参与制限以外の案件につきまして、調整に当

たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の11号から13号につきましては15番藤田委員、14号、15号、17号から19号につきましては25番大内委員、16号につきましては17番及川委員、20号から22号につきましては1番羽石委員、23号につきましては23番目黒委員にお願いいたします。

それでは、利用権の設定の11号から13号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明いたします。[]さんですが体調を崩されて営農を中止されましたので、近隣である[]、[]、[]さんに5年間賃貸する案件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の14号及び15号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、14号、15号ともに賃貸期間の満了に伴う更新案件でありまして、同じ条件で再度借りるということですのでよろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の16号につきまして17番及川委員お願いいたします。

○17番 及川委員

はい、期限到来により再度同じ条件で賃貸するということで決まりました。よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の17号から19号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、[]さんの農地の賃貸期間の満了に伴う案件なのですが、今までは[]さんを入れた4名で借りていたのですが次からは[]さんは借りないということになりまして、面積当たりの賃貸料は同じで、それぞれ面積は変わりますが、5年で借りることになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の20号から22号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、20号ですが[]さんから飛び地を賃貸したいと申し出があり、隣接している[]さんに賃貸するものです。1ヘクタール当たり[]円で5年間の賃貸となっております。21号及び22号ですが、更新案件で同条件の更新となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の２３号につきまして２３番目黒委員お願いいたします。

○２３番 目黒委員

はい、■■■■さんと■■■■さんの賃貸ですけれども、契約が満了するというところで同じ条件で再延長するものですので、よろしくをお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第４号の議事参与制限以外の案件について委員説明が終わりました。それでは、議案第４号の議事参与制限以外の案件について質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第４号の議事参与制限以外の案件について原案どおり決定します。

◎日程第９ 議案第５号

○議長（信夫会長）

日程第９ 議案第５号「農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第５号、農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について。次の者が租税特別措置法第７０条の４第１項及び同条第６項並びに同法第７０条の４の２第１項の規定の適用を受けるに関し「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて」において規定する事項に該当する旨の証明をする。

本議案は農地等についての贈与税の特例適用を継続して受けるため、申告期限の翌日から起算して３年ごとに継続届を提出する必要があります。提出する届出書には農業を引続き行っている旨の証明など、農業委員会の証明を必要するとされていることから、その要件に該当する旨の証明についてお諮りするものです。

本年度の対象者につきましては全部で１５名で、農業委員会の証明事項につきましては、自らが農業経営を続けていることを証明する租税特別措置法

第70条の4第1項該当者が7件。特定貸付を行っていることを証明する同法第70条の4の2第1項該当者が5件で、計12件となっています。なお、■号の■さん、■号の■さん、■号■さんについては、農地所有適格法人へ特定貸付けを行っているため、継続届の添付書類に農業委員会からの証明は必要ないことから証明事項の欄は空欄としております。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第5号の事務局説明が終わりました。

この案件につきましては、納税猶予に関する証明ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、13号につきましては、■番■委員に関する案件ですので、■番■委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（■番 ■委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、13号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の13号につきまして原案どおり決定します。

ここで、■番■委員に対する議事参与制限を解除します。

（■番 ■委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第5号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の議事参与制限以外につきまして原案どおり決定します。

◎日程第10 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第6号「賃借料情報の提供について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について、次のとおり提供を行うものとする。

本案は議案書記載のとおり牧草畑について各推進委員会別に1ヘクタール当たりの平均額、最高額、最低額及びデータ数を記載しております。集計に当たりましては、令和6年1月1日から令和6年12月31日までのデータを集計しており、賃借料情報につきまして本総会議決後に町ホームページ等を通じて広く周知したいと考えております。

また、参考までに別海町全域の1ヘクタール当たりの平均額を申し上げます。平均額は2万7,319円でございます。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、賃借料情報に関する案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第6号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第6号につきまして原案どおり提供することに決定します。

◎日程第11 議案第7号

◎日程第12 議案第8号

○議長（信夫会長）

日程第 1 1 議案第 7 号「別海町農地台帳管理点検等実施規程の一部を改正する訓令の制定について」及び日程第 1 2 議案第 8 号「別海町農地台帳閲覧規程の制定について」は関連がありますので、一括して議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第 7 号、別海町農地台帳管理点検等実施規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農地台帳管理点検等実施規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。規程本文の朗読は省略させていただきます。この規程は、農地法で定められた農地台帳の管理点検、インターネット及び窓口での公表方法を定めたものとなります。今回の改正は第 3 条第 1 項中の「毎年、農業委員会選挙人名簿の調整の時期と並行して、」を削除すること。第 4 条に「及び照会」を加えること。第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の年号及び単価の部分削除する等の文言整理を行うものです。なお、附則としまして、この訓令は、令和 7 年 2 月 1 日から施行するものです。

議案第 8 号、別海町農地台帳閲覧規程の制定について。別海町農地台帳閲覧規程を次のとおり定める。規程本文の朗読は省略し、概要のみ説明させていただきます。この規程は、農地の所有者又は賃貸されている方から農地台帳の閲覧、交付申請があった場合の農地台帳の閲覧規程を定めるものです。第 2 条の「閲覧等ができる者」につきましては、台帳に掲載されている農業経営者、農地の所有者及びその世帯員、またそれらの者から委任を受けた者と官公署の職員等で農業委員会会長が必要と認めた者としております。第 6 条の「手数料」につきましては、無料としております。第 7 条の「遵守事項」としまして、委任を受けた者及び官公署の遵守事項を定めております。この訓令は、令和 7 年 2 月 1 日から施行するものです。

以上で議案第 7 号及び第 8 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 7 号及び議案第 8 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 7 号及び議案第 8 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第 7 号及び議案第 8 号の採決に入りたいと思います。

議案第 7 号について否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 7 号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

議案第 8 号について否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 8 号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎日程第 1 3 議案第 9 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 3 議案第 9 号「別海町農業委員会事務局職員事務引継規程の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第 9 号、別海町農業委員会事務局職員事務引継規程の制定について。別海町農業委員会事務局職員事務引継規程を次のとおり定める。規程本文の朗読は省略し、概要のみ説明させていただきます。これまで別海町職員事務引継規程を準用して農業委員会事務局職員の事務引継ぎを行ってきましたが、農業委員会事務局職員の引継ぎとして明確な規程が必要と判断したため、規程を定めるものです。規程の内容としましては、引継期日、引継ぎができない場合の特例、引継内容等を規程しております。この引継規定は、別海町職員事務引継規程とほぼ準拠していることを申し添えます。なお、附則としまして、この訓令は、令和 7 年 2 月 1 日から施行するものです。

以上で議案第 9 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 9 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 9 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第 9 号の採決に入りたいと思います。

否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 9 号につきまして原案のとおり制定

することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第20回総会を閉会します。